

5 給水装置工事の申込み及び検査

5 給水装置工事の申込み及び検査

5-1 給水装置工事の申込み

基本事項

- 1 工事の申込み（条例第5条）
 - (1) 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という）第13条に規定する給水装置の軽微な変更及び管理者が別に定める修繕を除く）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、承認を受けなければならない。
 - (2) 前項の申込みに応じ、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。
- 2 給水装置工事の種類（直結式給水施行要綱1-6）

給水装置工事（以下「工事」という）の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

 - (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事
 - (2) 改造工事 既設給水装置の位置又は口径を変更する工事、給水装置の取替えを行う工事及び給水栓の数を増減する工事。
 - (3) 修繕工事 給水装置の部分的な修理を行う工事
 - (4) 撤去工事 給水装置を配水管等から取除く工事

5-1-1 給水装置工事の申込み

指定給水装置工事事業者は、申込み者（給水装置所有者）に代わって必要書類を水道事業管理者へ提出し、設計審査及び工事検査等一切の手続きを行わなければならない。

(1) 工事の施行（条例第6条）

- ① 給水装置工事（前条第1項の管理者が別に定める修繕を含む。第40条の2第2項において同じ）は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という）が施行する。
- ② 前項の指定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(2) 工事の申込みがいない工事

- ① 給水装置の軽微な変更（施行規則第13条、施行規程第6条の2）
 - ア 単独水栓の取替え及び補修
 - イ こま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）
- ② 水道メーターより下流側の給水装置の修繕（施行規程第5条の2）

5-1-2 給水装置工事の種類

給水装置工事には、工事内容により次の種類がある。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事

(2) 改造工事

既設給水装置の位置又は口径、管種変更等給水装置の原形を変える工事

(留意事項)

- ① 既設給水装置の位置、口径変更、及び取替え工事において、公道部分の給水装置が不用となった場合は、配水管の分岐箇所に分岐止め及び分岐部の撤去等を行わなければならない。なお、分岐部の撤去方法については、水道事業管理者と協議のうえ決定すること。
- ② 家屋の解体工事で、給水装置を部分的に撤去及び給水栓数を減じるなど給水装置の変更を行う場合は、管理者に改造工事の申込書を提出しなければならない。
- ③ 既設給水装置を建設工事として開栓する場合は、改造工事として申請書を提出すること。

(3) 修繕工事

給水装置の原形を変えないで部分的な修理を行う工事

(留意事項)

- ① 修繕工事においては、給水装置の位置変更及び大部分の取替え等が発生し、部分的な修理で終わらない場合は改造工事の申込みを行うこと。

(4) 撤去工事

給水装置を配水管等から取除く工事

(留意事項)

- ① 不用となった給水装置は、水質汚染、事故防止等の観点から原則として撤去しなければならない。
- ② 配水管の分岐箇所の撤去方法については、水道事業管理者と協議のうえ、分水止め、及びT字管撤去等を決定すること。
- ③ 家屋の解体工事に伴い給水装置が不用となる場合は、管理者に撤去工事の申込み書を提出しなければならない。

5-1-3 用途

1 用途の定義（施行規程第1条の2）

北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号。以下「条例」という）別表第2の種別、用途及び口径欄の「用途」とは、次のものをいう。

- (1) 「一般用」とは、次号から6号までのいずれにも属さないその他のものの用に使用するものをいう。
- (2) 「湯屋用」とは、福岡県公衆浴場法施行条例（昭和63年福岡県条例第3号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場の用に使用するものをいう。
- (3) 「船舶用」とは、船舶の用に使用するものをいう。
- (4) 「臨時用」とは、建設工事、仮設演芸場、海水浴場等の一時的な用に使用するものをいう。
- (5) 「共用」とは、2世帯以上で共用し、給水装置は屋外に設置し、家事の用に使用するものをいう。
- (6) 「私設消火せん用」とは、消防の用に使用するものをいう。（料金は消防演習の用に使用する時に限り徴収する。）

用途の定義は、基本事項のとおりであるが臨時用については、特に下記の事項に留意すると。

1 「臨時用」の定義

- (1) 上記施行規程の「臨時用」に明示している建設工事とは、建設工事終了後、当該給水装置を配水管の分岐部から取外すことをいう。
- (2) 仮設演芸場及び海水浴場等の一時的な使用とは、時季、期間を限定して一時的に水道を使用するときとする。

2 「一般用」として取扱う場合(例)

- (1) 閉栓されている既設給水装置を工事用として開栓し、建設工事終了後、当該給水装置を閉栓するとき。
- (2) 給水装置を新たに設け、工事用として開栓し、工事対象物完成後に閉栓した後、引継ぎ工事対象物に付属する給水装置等に改造して開栓するとき。
- (3) 田畑に農業用水として利用するとき。

3 給水装置の取外し

- (1) 給水装置の所有者は、臨時用に該当する使用が終了したときは、速やかに当該給水装置を配水管の分岐部から撤去するため、給水装置工事申込書を管理者に提出し承認を得ること。

4 給水装置工事申込書

- (1) 給水装置工事申込みの手続き等については「5-2 申込みの手続き」を参照すること。

5-2 申込みの手続き

基本事項

- 1 給水装置工事申込書（施行規程第1条の3）
条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書によるものとする。
- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置の基本計画に基づき、給水装置の規模・形態を決定したうえで使用材料の構造材質基準の適合確認等を実施し、申込みを行うこと。
- 3 工事の申込み等（直結式給水施行要綱8-4）
 - (1) 申込者は、申込みにあたり、北九州市水道条例施行規程第1条の3に定める給水装置工事申込書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - ① 国道、県道及び市道等の占用許可申請書に添付すべき図面
 - ② その他管理者が必要と認める書類
 - (2) 3階建て以上の建物に直結式給水を実施しようとするときで、水理計算を必要とする場合、申込者は、水理計算書（第3号様式）を提出しなければならない。
 - (3) 増圧給水又は複合給水を実施しようとする場合、申込者は、増圧ポンプ設置条件承諾書（第4号様式）を提出しなければならない。
 - (4) 直結給水基準第4条第5号の規定を適用する場合、申込者は、増圧ポンプ設置誓約書（第5号様式）を提出しなければならない。
- 4 事前協議（直結式給水施行要綱8-2）
 - (1) 指定給水装置工事事業者は、北九州市水道条例第5条第1項に定める給水装置工事（以下の規定において「工事」という）の申込みにあたり、先立ち、所管する工事事務所と協議を十分に行わなければならない。
 - (2) 工事の申込者（以下「申込者」という）は、次の各号に掲げる場合は申込みにあたり、先立ち、直結式給水等事前協議申請書（第1号様式）を所管する工事事務所に提出しなければならない。
 - ① 増圧ポンプを必要とする場合
 - ② その他判断が困難と認められる場合

5-2-1 申込みの手続き

1 申請

- (1) 給水装置工事事業者は給水装置工事の内容、手続き等について申込者に十分説明し理解を得たのち、申請手続きに入らなければならない。
- (2) 給水装置工事の申込みにあたり、先立ち、上下水道局と事前に協議を行った後、申請書を提出しなければならない。

2 申込みに必要な書類

- (1) 申込みに必要な関係書類及び給水装置工事の申込み～給水開始までの手順を参考として(表5-1、図5-1)に示す。なお、手順については、主な流れを掲示しており工事内容によっては手順が異なることがある。

3 留意事項

関係書類の作成にあたっての主な留意事項を下記に示す。

(1) 給水装置工事申込書(正・副)(様式第2号)

- ① 申込書の作成にあたって5-2-5給水装置工事申込書作成を参照すること。
なお、申込書の記載例を5-2-5 3)給水装置工事申込書の記載例に示す。
- ② 申込者(給水装置所有者)、給水装置工事の種類、用途、指定給水装置工事事業者及び分岐給水管等必要事項を記入する。
- ③ 分岐給水管の承諾の欄は、代用給水管の所有者が代用給水管の水栓番号、氏名を記入し、押印しなければならない。
- ④ 申込書の下記確認事項を理解し、押印すること。
 - 北九州市水道条例その他諸規定を遵守いたします。
 - 公道に布設された給水装置のうち、分水栓から止水栓(止水栓が2つ以上あるときは第1止水栓)までの給水管は、市に無償譲渡いたします。
 - 本給水装置工事に関しては、土地の所有者など、利害関係人の同意を得ており、異議の申し出があったときは、私(申込者)が責任をもって解決いたします。
 - 給水装置工事事業者を、私(申込者)の代理人と定め、給水装置工事の申し込み及び給水装置の完了に伴う関係書類の提出に関する事、上下水道局に前納する設計審査手数料、竣工検査手数料、及び臨時水道料金、その他上下水道局が必要と認めた費用の納入及び精算等、本給水装置工事の申し込みに関する権限を委任いたします。
なお、委任事項に疑義が生じたときは、私(所有者)が責任をもって解決いたします。
- ⑤ 下水道接続の有無について、事前に下水道事業管理者の確認を得ること。

(2) 給水装置所有者等変更届

給水装置工事に伴って、給水装置の所有者を変更するときは変更届を申込書に添付し提出すること。

(3) 給水装置使用材料計画書(様式第2号-1)

給水装置工事に使用する材料は、自己認証品、日本水道協会認証品、日本産業規格品(JIS)等規準を満たす規格適合品、その他規格適合品であることを、給水装置工事主任技術者が確認し記入すること。

(4) 建築確認書の写し

不法建築の有無を事前に確認するため、申込書に建築確認番号を記載のうえ、建築主事が発行する建築確認通知書の写しを申請書に添付し提出すること。なお、建築確認番号の記載がないものは、上下水道局へ提出する前に建築都市局宅地指導課にて事前確認を受けること。

事前確認では、給水装置の設置目的(建築行為の有無など)を確認する。

(5) 水理計算書（様式第3号）

給水装置の規模・形態を決定するうえで重要な要素の一つであり、水理計算によって最適な管口径等を求める基礎となる。

水理計算書は、3階建て以上の直結式直圧給水（7-2-2）、直結式増圧給水（7-2-3）、水槽式給水（7-2-4）、スプリンクラーの設置（5-7）及び管理者が必要と認めた時は提出しなければならない。

計算例は7-9管口径決定の計算例を参照すること。なお、水理計算書の記入例を表7-18～20に示す。

(6) 受水槽設置届（正・副）

受水槽設置届は、貯水槽水道の設置者に対する管理指導、助言、勧告等、必要な措置を行い、貯水槽水道の適正な管理の徹底を図るためのものであり、正確に記入すること。

1 設置者の責任（北九州水道条例第45条）

① 貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ）のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ）の設置者は、法第34条の2の規定により当該簡易専用水道を管理し、及び当該簡易専用水道の管理の状況に関する検査を受ける責任を有する。

② 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及び当該貯水槽水道の管理の状況に関する検査を行う責任を有する。

2 管理者の関与（北九州水道条例第46条）

管理者は貯水槽水道に関し、必要があると認めるときは、次に掲げる関与を行うものとする。

① 貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査について、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言、及び勧告をすること。

② 貯水槽水道の管理の状況等について当該貯水槽水道の利用者に対し、情報提供をすること。

(7) 参考図

給水装置工事申込書（第2号様式）に記載困難な時は、添付資料として参考図を提出できる。なお、管理者が必要と認めた時は提出しなければならない。

(8) 掘削許可申請

北九州市が管理する道路を占用及び掘削する場合は、直接、各区まちづくり整備課へ提出する。

また、国県が管理する道路を占用及び掘削する場合は、当該管理者の様式にのっとり、申請書類を提出する。なお、道路占用申請許可申請手続については5-2-3を参照。

(9) 特殊器具設置申込書

湯沸し器、浄水器、活水器、及び太陽熱制御温水器等の特殊器具の維持管理及び水質管理責任については、申込者の明記した申請書を提出すること。

なお、特殊器具の取扱いについては5-6を参照。

(10) スプリンクラー設備設置承諾書

スプリンクラー設備の設置にあたっては、維持管理等において、所有者責任を明確にするための当該承諾書の提出を求める。なお、設備を設置する場合は5-7スプリンクラーの設置を参照。

(11) 工事着手届

道路占用並びに掘削許可申請の許可を受けた後、道路掘削及び穿孔予定日時等、必要事項を記入のうえ、着手日の3営業日前までに提出する。

(12) 直結式給水等事前協議申請書（様式第1号）

直圧給水の可能性の判断等をするため、事前に申込者と協議し、申請手続きの迅速化を図るものであり、必要事項を記入して提出する。

(13) 増圧ポンプ設置条件承諾書（様式第4号）

給水装置の維持管理の徹底を図り、配水管の断水、その他異常等が発生しても、所有者の責任において処理することを明記して提出する。

(14) 増圧ポンプ等設置誓約書（様式第5号）

水圧低下等が発生した場合は、速やかに給水装置の改善を行うこと等、誓約書の主旨を十分理解し、提出する。

(15) 給水用具（逆流防止装置）の認証登録証の写し

3階建て以上の直結式給水を申込むときは、給水用具（逆流防止装置）の認証登録証の写しを提出すること。

(16) 直結式メーター払出（願）

3階建て以上で25戸以上の建物若しくは戸数に関わらず4階建て以上の建物、電子メーターを設置する建物の直結式給水を行なうものは、メーター払出し願いを提出すること。

(17)～(28) 共同住宅制度の適用に関する書類であり、5-9共同住宅制度を参照して作成すること。

(29)～(37) 集合住宅制度の適用に関する書類であり、5-10集合住宅制度を参照して作成すること。

5-2-2 事前協議

給水装置の新設・改造を計画している指定給水装置工事事業者は、事前に所管する工事事務所と協議しなければならない。

このことは、給水装置工事に際して配水施設等に及ぼす影響度合を事前に検証し、給水装置の適正化を指導し給水装置工事の申込み手続きの迅速化を図るものである。

なお、工事の申込み者は、次の各号に掲げる場合は、直結式給水等事前協議申請書を提出しなければならない。

- ① 増圧ポンプを必要とする場合
- ② その他判断が困難と認められる場合

1 事前協議申請書の提出工事等（例）

(1) 3階建て以上の直結式給水

給水管口径及び給水方式の決定根拠（水理計算書等）について事前に協議しなければならない。

直結式給水等事前協議申請書を提出すること。

(2) 水槽式給水

給水管口径、水槽容量及び給水方式の決定根拠（水理計算書等）について事前に協議しなければならない。

なお、必要に応じて直結式給水等事前協議申請書を提出すること。

(3) 共同住宅制度の適用（変更）

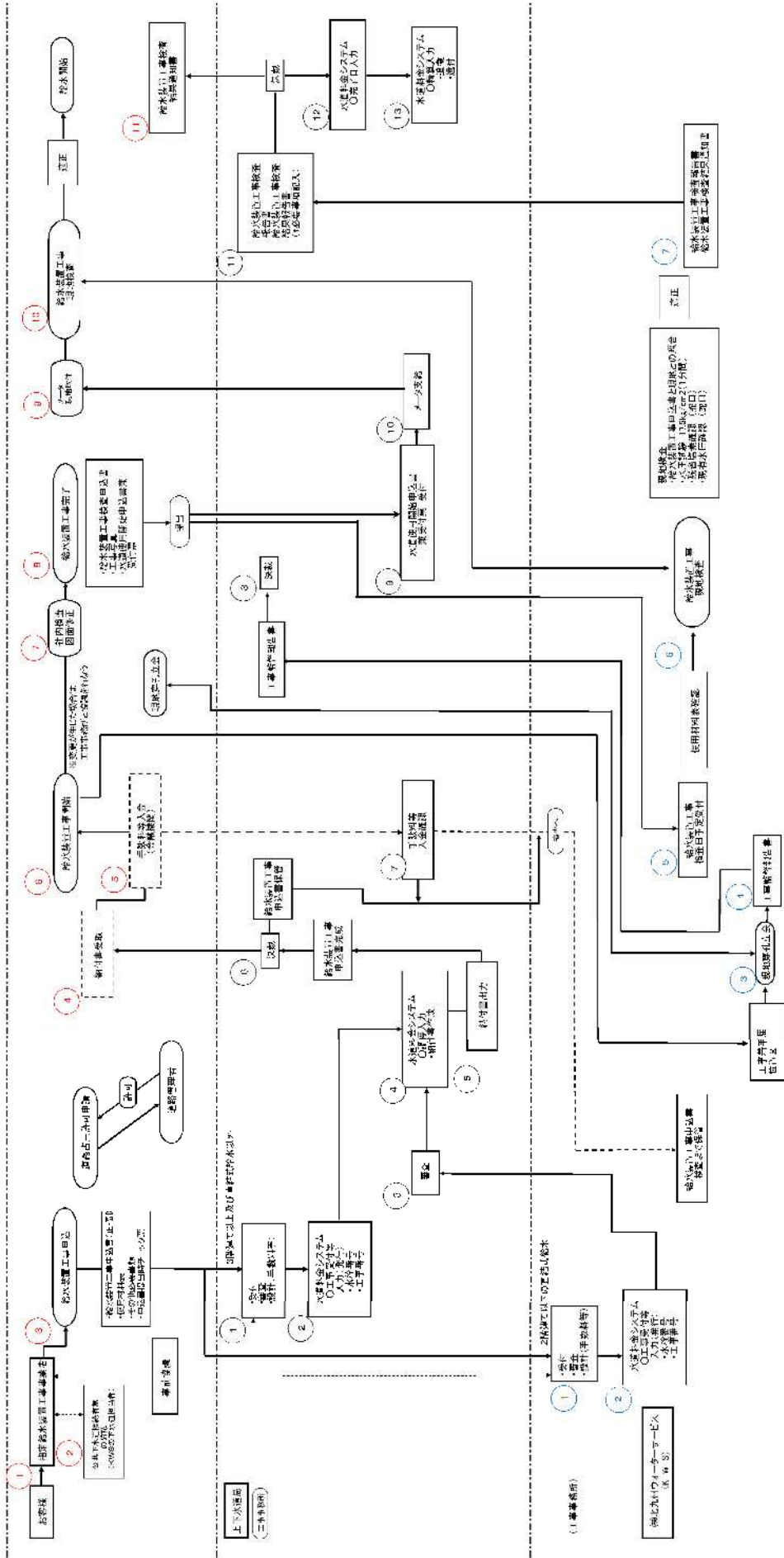
共同住宅制度の適用（変更）をする場合には、共同住宅の各戸検針等の取扱いを円滑に進めるため、貯水槽概要、規模について事前に協議を行い、共同住宅制度適用（変更）事前協議書を提出しなければならない。

また、工事着工前に、メーター前後の配管及びパイプシャフトの詳細図を所管の工事事務所へ提出し、審査を受けること。

表5-1 申込みに必要な関係書類の一覧表

No	関係書類	様式	部数	備考
—	申込書提出時チェック票（共通・事前協議）		1	給水装置工事申込時及び事前協議時に提出
①	給水装置工事申込書（正・副）		1	新設・改造・撤去・修繕(軽微なもの等除く)
②	給水装置所有者等変更届			必要に応じて提出
③	給水装置使用材料計画書	第2号-1	1	全ての工事で提出
④	手数料等計算書			
⑤	建築確認書の写し			確認後返却
⑥	水理計算書	第3号	1	管理者が必要と認めた時
⑦	受水槽設置届（正・副）		1	水槽式給水
8	参考図			管理者が必要と認めた時
⑨	掘削許可申請			必要に応じて提出
⑩	特殊器具設置申込書			申込者の管理責任を明記
⑪	スプリンクラー設備設置承諾書			
⑫	工事着手届			着手日の3営業日前までに提出
⑬	直結給水等事前協議申請書	第1号		3階建て以上の直結式給水
⑭	増圧ポンプ設置条件承諾書	第4号		所有者責任を明記
⑮	増圧ポンプ等設置誓約書	第5号		誓約書の主旨を理解して提出
⑯	直結式メーター払出し願			払出し予定日の3ヶ月前までに提出。(メータの払出しは2日前までに所轄工事事務所へ提出すること。)
⑰	共同住宅制度適用（変更）事前協議書			住宅制度の適用に必要な関係書類 (共同住宅制度については5-9の項を参照。)
⑱	共同住宅制度適用事前協議結果通知書			
⑲	共同住宅制度適用（変更）申請書			
⑳	共同住宅制度適用決定通知書			
㉑	共同住宅各戸検針契約書		2	
㉒	共同住宅メーター購入届兼刻印願		2	
㉓	共同住宅入居者一覧表			
㉔	共同住宅総代人選定（変更）届			
25	住宅所在地位置図（共同住宅）			
26	配管図（共同住宅）			
㉗	共同住宅における子メーターの無償譲渡届			共同住宅制度にかかわらずオートロック式の建物は提出
㉘	オートロック解錠方法(変更)届(オートロック式の建物のみ)			
㉙	集合住宅制度適用（変更）申請書			集合住宅の適用に必要な関係書類 (集合住宅制度については5-10の項を参照。)
㉚	集合住宅制度適用（変更）決定通知書			
㉛	集合住宅に関する契約書			
㉜	集合住宅の総代人選定（変更）届			
33	住宅所在地位置図（集合住宅）			
34	配管図（集合住宅）			
㉞	集合住宅の使用戸数変更届			
㉟	集合住宅の使用戸数変更決定通知書			
㊱	集合住宅制度適用における子メータの返却届			

図 5-1 給水装置工事 給水装置工事中心～給水開始までの主な手戻



*○内数値は主な手戻を示す

5-2-3 道路占用許可申請

基本事項

1. 給水管を公道に布設する場合は、道路法第 32 条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。
2. 北九州市が管理している道路の復旧は、北九州市道路占用規則によらなければならない。復旧方法は、道路管理者との協議の上決定するものとする。
(参考：図 5-2 原形復旧舗装構造)

北九州市が管理している道路に給水管を布設する場合は申込者（指定事業者）が直接、道路占用許可申請を各区まちづくり整備課で行う。ただし、国が管理している道路の場合は、原則として上下水道局長名で申請を行う。

1. 道路法第 32 条及び北九州道路占用規則抜粋を下記に示す。

【 道路法第 32 条（昭和 27 年法律第 180 号） 】

① 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

二 水管、下水道管、ガス管、その他これに類する物件

② 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路占用の目的

五 工事实施の方法

二 道路の占用期間

六 工事の期間

三 道路の占用場所

七 道路の復旧方法

四 工作物件又は施設の構造

第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除くほか、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

【北九州市道路占用規則抜粋】 平成26年4月1日改正

(工事の届出)

第17条 占用物件の設置、修繕、改築、撤去又はこれによって必要を生じる工事に着手しようとする場合は、その旨を工事着工・しゅん工届(第7号様式)に市長が必要と認める書類を添付してあらかじめ市長に届け出て、その指示を受け、しゅん工した場合は、工事着工・しゅん工届に市長が必要と認める書類を添付して直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(掘削及び埋戻しの方法等)

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

(以下省略)

平成26年4月1日の北九州市道路占用規則の改正に伴い、大口、小口工事の区分がなくなり、路面復旧はすべて占有者が原形復旧を行うこととなり、しゅん工時に提出する書類が追加された。

この規則改正を受けて、路面復旧の取扱いが以下のように変更となった。

- ① 路面復旧(路面標示も含む)をする者が、上下水道局から申込者(指定事業者)へ変更。
上下水道局は小口復旧を行わない。
- ② 各区まちづくり整備課へ掘削占用許可申請をする者が、上下水道局から申込者(指定給水装置工事事業者)へ変更。
上下水道局は掘削占用許可申請を行わない。
- ③ 担保補修期間が1年から3年へ変更。

(参考)

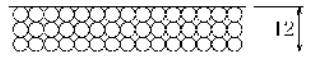
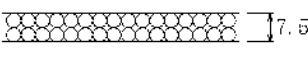
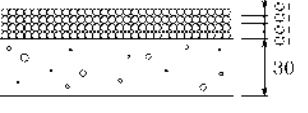
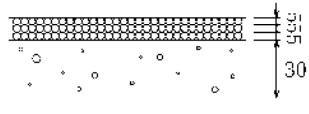
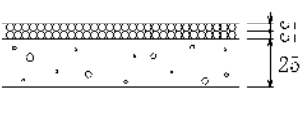
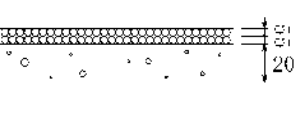
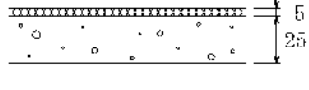
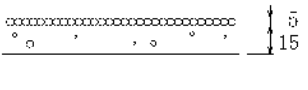
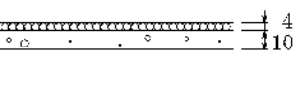
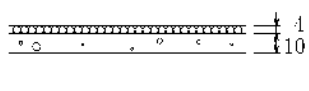
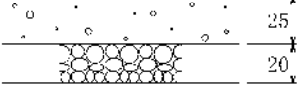
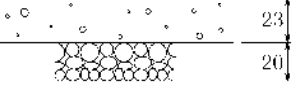
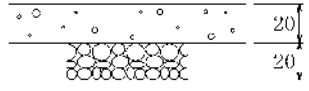
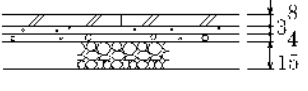
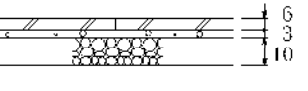
種別	砂利道GA		砂利道GB		As 1	
上種	砂利厚 12.0 cm		砂利厚 7.5 cm		表層厚 5 cm 中間層厚 5 cm 中間層厚 5 cm	基層厚 5 cm 路盤厚 30 cm
復旧構造						
種別	As 2		As 3		As 4	
上種	表層厚 5 cm 中間層厚 5 cm 基層厚 5 cm	路盤厚 30 cm	表層厚 5 cm 基層厚 5 cm 路盤厚 25 cm	表層厚 5 cm 基層厚 5 cm 路盤厚 20 cm		
復旧構造						
種別	As 5		As 6		As 7	
上種	表層厚 5 cm 路盤厚 25 cm		表層厚 5 cm 路盤厚 15 cm		表層厚 4 cm 路盤厚 10 cm	
復旧構造						
種別	As 8 (歩道)		Con 1		Con 2	
上種	表層厚 4 cm 路盤厚 10 cm		コンクリート厚 25 cm 路盤厚 20 cm		コンクリート厚 23 cm 路盤厚 20 cm	
復旧構造						
種別	Con 3		C. B (車道)		C. B (歩道)	
上種	コンクリート厚 20 cm 路盤厚 20 cm		コンクリート厚 8 cm 砂厚 3 cm 粗粒度アスコン厚 4 cm 路盤厚 15 cm		コンクリート厚 6 cm 砂厚 3 cm 路盤厚 10 cm	
復旧構造						

図5-2 (舗装構造図)

5-2-4 工事内容の変更（申込書の再提出）

1 給水装置工事の申込みをした後、工事内容の変更及び取り消す場合は、給水装置工事申込書の工事内容を変更し、再提出する等、所定の手続きをしなければならない。

なお、工事検査時において工事内容の変更が確認された場合は、内容を修正し、修正印を押印する。

＜ 工事内容の変更となる事例 ＞

- ① 分岐位置の大幅な変更
- ② メーター口径の変更
- ③ 給水方式の変更
- ④ 給水装置が著しく変更となる時
- ⑤ その他、管理者が必要と認めたとき

※ 納入された設計審査手数料は、給水装置工事を取り下げた場合であっても還付しない。

2 変更の手続き

(1) 給水装置工事事業者は、変更内容について申込者に十分説明し理解を得たのち所定の手続きに入る。

(2) 関係書類の再提出の手続きは5-2-1申込みの手続きの項に準じる。

5-2-5 給水装置工事申込書の作成

給水装置工事の申込書は、給水装置の種類、用途及び給水管の布設状況等、給水装置の基礎的情報が網羅されており、水道施設の整備、改良工事や維持管理を適切に行なう上から重要なものである。

又、申込書には、申込者の氏名、住所、給水装置の情報等、個人情報記載されており、北九州市個人情報保護条例（平成4年北九州市条例第21号）等に基づき申込書の取得、保有、管理や閲覧等についての基準を設けて、個人情報の保護に努めている。

なお、記載例を5-2-5、3）申込書の記載例に示す。

1 申込書の記入

申込書の各項目に記入する文字や記号は、容易に判読できるように丁寧、かつ正確に記入すること。誤字や脱字をした場合は、新たに書き直しをするか、抹消線を引き正しく書き直して必ず訂正印を押印すること。

申込書にある太枠の項目は、工事の申込者又は指定事業者等が記入し、細枠は工事事務所で記入する。

申込書の記載例に、工事の申込者又は指定事業者等が記入する項目を黒丸番号で、工事事務所で記入する項目は白丸番号で示しており、以下記入方法を説明する。

(2) 工事の申込者又は指定事業者等が記入する項目と記入方法

① 給水装置工事の種類

1	2	3	4
新設	改造	修繕	撤去

申込みを行なう工事の種類で、1は新設工事、2は改造工事、3は修繕工事、4は撤去工事を表しており、該当する番号に○を付ける。

工事の内容は、5-1-2「給水装置工事の種類」を参照。

② 用途ほか

1	2	3	4
臨時	臨時以外	代用給水管	階直結式
			—

申込みを行う用途等を表し、1は臨時用、2は一般用等、3は代用給水管、4は直結式給水で、該当する番号に○を付ける。

各項目の内容を以下に示す。

- ア 臨時 1は臨時で、一時的に使用する給水装置の用途をいい、使用が終われば撤去することが前提となる。水道料金は基本料金や従量料金はなく、 m^3 単位で徴収し、申込の際、建築面積等によって概算料金を前納しなければならない。また、口径別納付金は納付する必要はない。
- イ 臨時以外 2は臨時以外の用途をいう。(一般用、湯屋用及び船舶用がある。)
- ウ 代用給水管 3は代用給水管で、複数の使用を目的とした分岐能力を持っている個人所有の給水管をいう。代用管や私代管等と呼ぶこともあり、水道メーターは設置しない。
- エ 階直結式 4は三階以上の直結式給水を表しており、下段の前の数字が階数、後の数字が給水方式で、例えば三階建物であれば3、給水方式が直圧給水であれば1とし、3-1と記入する。以下、直圧(暫定)給水は2、増圧給水3、複合給水4となる。ここで直圧(暫定)給水とは、本来、増圧給水にすることが必要であるが、配水管の現有水圧で直圧給水が可能な期間は、増圧ポンプの設置を見合わせて直圧給水を行うものをいう。

③ 水栓番号

水栓番号	
------	--

給水装置を管理するための固有の番号で、工事の申込み順に七桁の連番になっている。新設工事には記入せず、新設工事以外の場合に既設給水装置の水栓番号を記入する。

④ 申込年月日

申込	年	月	日
----	---	---	---

工事の申込者（給水装置所有者）が指定事業者を通じて、工事の申込みを行った日（申込書が提出された日）を記入する。

⑤ 申込者（給水装置所有者）

申込者	住所	市 区 町 丁目 番 号
	(フリガナ)	
給水装置所有者	氏名	

(印)

工事の申込者で、給水装置の所有者をいう。住所は、現住所が原則であり、工事の完了後、住所が変更される場合は、その時に給水装置所有者等変更届（様式集1-3）で住所変更の手続きをすること。また、この欄にはないが、氏名の後には必要に応じて電話番号も書き入れること。誤記や脱字の場合は、新たに書き直しをするか、抹消線を引き正しく書き直して訂正印を押印すること。

住所と氏名を記入し、押印しなければならない。

申込者が個人の場合は個人印、会社の場合は会社印等を押印すること。

⑥ 設置場所

設置場所	区、町	町名	丁目	番	号1	号2	目 標

給水装置が設置される場所で、町名、丁目、番を記入する。号は号1にマンション名等、部屋に号数がある場合は、号2をそれぞれ記入する。現在、町名コードは記入の必要はないが目標は、アパート名、又は給水装置の設置場所が容易に判断できる公共の建物名等を記入すること。

建物の建築用に水を使用する場合は、工事用と書き加える。

⑦ 分岐給水管

分岐給水管	水栓番号	氏 名
		印

代用給水管等から分岐する場合に、工事の申込者が代用給水管等の所有者から受ける承諾の欄で、代用給水管等の所有者が代用給水管の水栓番号と氏名を記入し、押印しなければならない。なお、代用給水管等の所有者が所在不明の場合は、工事事務所に相談すること。

⑧ 指定給水装置工事事業者名、給水装置工事主任技術者

指定給水装置工事事業者名	コード番号	氏 名
給水装置工事主任技術者名	交付番号	氏 名

ア 指定給水装置工事事業者

- コード番号 局が交付した指定証の指定番号を表し、区ごとのアルファベットと三桁の番号があり、電算機端末に登録されている。
アルファベットは、門司区は J、小倉北区 K、小倉南区 M、戸畑区 T、八幡東区 H、八幡西区 N、若松区 W、芦屋町、水巻町も含めて市外は F となっている。番号は各区ごとに 001 から始まり、例えば八幡西区の 32 番目であれば N032 というように表す。
- 空 欄 指定事業者名を記入し、社印を押印する。

イ 給水装置工事主任技術者

- 交付番号 厚生労働大臣から交付された給水装置工事主任技術者免状の番号をいい、指定給水事業者が指定を受けた時に局に登録する。
- 氏名 主任技術者の氏名を記入すること。

⑨ 受水槽 (m³)、高置水槽 (m³)、メーター口径 (φ)

受水槽 (m ³)	高置水槽 (m ³)	メーター口径 (φ)

- ア 受水槽 水槽式給水の場合に、受水槽有効容量の少数点第二位を四捨五入し、小数点第一位で記入する。
- イ 高置水槽 水槽式高置水槽給水の場合は、高置水槽有効容量の少数点第二位を四捨五入し、小数点第一位で記入する。
- ウ メーター口径 水道メーターの口径を記入する。(口径別納付金及び水道料金の算定基礎となる。)

⑩ 建築確認

建 築 確 認
年 月 日
第 号

給水を受ける建物が、建築基準法及び都市計画法に適合していることを確認し、又は適合させるように促すため、建築確認番号と年月日を記入するもの。申込み時には、建築確認書の写しを提示し、工事事務所の担当者の確認を受ける。

建築確認を受けていない場合は、建築都市局宅地指導課に「開発許可制度に係る給水装置設置場所の確認書」を提示することが必要となる。この場合、申込み時に返却された確認書を提示し、工事事務所担当者の確認を受ける。

2) 工事事務所で記入する項目、記入方法と見方

① 受付年月日

受付年月日		

指定事業者から申込書が提出され、電算システムにデータを入力した日を示す。

② 工事番号

工事番号

各工事事務所ごとに、左から工事の通し番号、右側の下三桁は枝番で、年度に関係なく、電算システムが導入された年度からの連番になっている。

③ 設備所有者変更

給水装置の所有者又は、所有者の住所に変更がある場合、本人又は指定事業者から提出された給水装置所有者変更届により、その年月日を記入する。この届出がない限り、上下水道局では変更があったことを把握できないため、給水装置の所有者には変更がある場合、届出が必要なことを周知しておかなければならない。

設備所有者変更				備考
住所	氏名	届出年月日		

④ 公共下水道接続有無確認

下水道担当者	下 水 コード	

ア 下水道担当者 公共下水道への接続又は未接続を確認するため、指定事業者が東西工事事務所排水設備窓口（芦屋町は都市整備課、水巻町は下水道課）に届けたことを証明するもので、下水道の担当者が押印する。なお、代用給水管は届出の必要はない。

イ 下水コード 上記の担当者が記入するコードで、下水道使用料金が徴収されない場合は00となり、下水料金が徴収される場合は11（芦屋町は51又は52、水巻町は61）になる。

⑤ 配水系統名及びコード

配水系統及びコード				

給水装置の設置場所が所属する配水ブロックを表すもの。配水ブロック名とブロック名と配水ブロックコード番号のゴム印を押す。

⑥ 検査年月日

検 査					
年		月		日	

給水装置工事の工事検査を実施した日で、検査員が記入する。

⑦ 水 圧

水 圧
MPa

工事検査の時、給水装置の設置場所で測定した水圧を記入する。

本市の最低保障水圧は0.15MPaで、給水装置は0.75MPa以下で使用しな

ればならないので、通常は、この範囲の水圧を記入することになる。しかし、実際には水圧が0.15MPaを下回ったり、0.75MPaを超えることもあるが、その場合でも、工事検査時に測定した数値を記入する。

⑧ 残留塩素

残留塩素
mg/l

工事検査の時、給水装置の設置場所において、末端の給水栓で測定した残留塩素の濃度を記入する。

残留塩素の濃度は、施行規則で0.1mg/l以上保持すると定められているので、通常は、その濃度を記入することになる。

⑨ 検査

検査	印
----	---

給水装置工事の工事検査完了後、検査員が押印する。

⑩ 図面修正

図面修正	印
有	

過去、平面図、位置図又は第1止水栓又はメーター位置詳細図に描かれた内容を修正した場合、「有」に○を付け、修正を確認した者が押印していたが、現在は、「修正」の印鑑を押印し、そこに修正内容と修正の日付を記入しているため、この欄に改めて記入する必要は無い。

3) 申込書の記載例

申込書の記載例を以下に示す。

< 記載例 >

受付年月日	工事番号	水栓番号
	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去	

給水装置工事申込書
北九州市上下水道局長様

記入要領
1. O印は印を記入すること。
2. □印は印を記入しないこと。
3. 数字は0から9まで記入すること。

申込者 (給水装置 所有者)	住所 北九州市 小倉北区 大手町 1番 1号	申込 令和 元年 10月 1日
氏名 楠 水道 代表取締役	カ) ス イ ド ウ ト リ シ マ リ ヤ ク ス イ ド ウ タ ロ ウ	印
職務 水道	1 臨時 2 臨時以外	3 3階直結式 3-1
代表取締役 水道 太郎	印	

この申込書は、給水装置工事の維持管理のため、北九州市に譲渡するもので、場外に譲渡する場合は、別途申請書の提出が必要となります。また、本給水装置工事の施工に際しては、土地の所有者など、利害関係者の同意を得ておいて、印を捺印する必要があります。

下記指定給水装置工事業者を私(申込者)の代理人と定め、給水装置工事の申し込み及び給水装置工事の完了に伴う関係書類の提出に関すること、上下水道局に前納する設計審査手数料、竣工検査手数料及び臨時水道料金、その他給水装置工事の申し込みに関する事項を委任いたします。なお、委任事項に疑義が生じたときは、私(申込者)が責任を負います。

下記所在地に、給水装置工事を申し込みます。
1 北九州市水道条例その他諸規定を遵守いたします。
2 公道に布設された給水装置のうち、分水栓から止水栓(止水栓が2以上あるときは、第1止水栓)までの給水管は市に無償譲渡いたします。また、本給水装置工事に関しては、土地の所有者など、利害関係者の同意を得ておいて、印を捺印する必要があります。

管理職員 給水係長	設置場所 区、町 小倉北	町名 大手町	丁目 1	番 1	号 1	目 1	標
審査 審査係長	設置場所 区、町 小倉北	町名 大手町	丁目 1	番 1	号 1	目 1	標
審査 審査係長	設置場所 区、町 小倉北	町名 大手町	丁目 1	番 1	号 1	目 1	標
審査 審査係長	設置場所 区、町 小倉北	町名 大手町	丁目 1	番 1	号 1	目 1	標
審査 審査係長	設置場所 区、町 小倉北	町名 大手町	丁目 1	番 1	号 1	目 1	標

分岐 給水管	水栓番号	氏名
		印

指定給水装置 工事業者名 OOOO	コード番号	氏名
給水装置工事 主任技術者	交付番号	北九 次郎
		印

受水槽 (m)	高置水槽 (m)	メータ工種(m)
		1 3

※申込みを1棟ごとに行う場合①給水装置所有者一覧表を添付のこと。②図面の記入が困難な場合は別紙を添付のこと。
H31.3 1×100×200

2 図面の作成

申込書の図面

給水管の布設状況、使用材料、器具や水栓の取付位置などを定められた基準にしたがって、正確、明瞭かつ詳細に作成することが重要である。また、スペースの都合上、申込書に描くことが困難な場合は、設計審査の担当者と相談の上、別の用紙を使用することができる。

なお、図面の作成例を管口径決定計算例に基づき、図7-21（直結式：一般住宅平屋建て）、図7-22（直結式：一般住宅3階建て）、図7-23（直結給水用増圧式給水）、図7-24（水槽式給水）に示す。

（1）図面の種類

申込書の位置図、平面図、第1止水栓及びメーター位置詳細図の欄にそれぞれ作図する。なお、立面図や詳細図などが必要になる場合もある。

① 位置図

工事を行う場所で、工事の申込みがあった建物の位置、付近の状況及び公共の建築物等主要な目標物を図示した図面をいう。

② 平面図

道路、敷地及び建物に配水管や給水装置の位置等を図示した図面をいう。

③ 第1止水栓及びメーター位置詳細図

第1止水栓及び水道メーターの位置及び水道メーター廻りの使用材料や器具を図示した図面をいう。

④ 立面図（必要に応じて作成）

平面図で表すことが困難な建物や給水管の配管状況を立体的に図示した図面をいう。

⑤ 詳細図

平面図等で表すことの困難な箇所を縮尺の変更により拡大して図示した図面をいう。

（2）作図

① 用具

製図器、定規、原則として硬質の鉛筆や色鉛筆等を用いる。

② 方位

原則として北を上にし、やむを得ない場合は、北の方位を必ず記入する。

③ 文字

漢字は楷書で左書きとし、明確に記入する。

④ 記号

管種別記号、管路部表示及びその他の記号を用いる。

⑤ 縮尺

申込書の位置図、平面図、第1止水栓及びメーター位置詳細図の目盛を利用し、縮尺に合致するように作図する。また、立面図等もそれぞれの縮尺に従って、正確に作図する。

⑥ 単位

ア 給水管の口径は mm 単位、延長は m (メートル) 単位とし、単位記号は付記しないものとする。

イ 給水管の口径は ϕ で表し、管種、管径及び分岐ごとに記入する。

ウ 延長の単位は、少数点第2位を四捨五入し少数点第1位で表す。

⑦ 図面

平面図等の図面には、次の内容を記入する。

ア 公道と私道の区別、道路の幅員、歩車道の区分及び舗装の種別

イ 配水管からの分岐位置、給水管の道路上の布設位置

ウ 配水管などの管種、口径

エ 給水管の管種、口径及び延長

オ 水道メーターの位置及び水道メーター廻りの使用材料や器具

カ 建物の外形及び玄関の位置、給水管の布設位置、給水栓などの取付位置及び使用用途

キ 公私有地及び隣接地との境界

ク 増圧ポンプの口径、出力、給水量、揚程、メーカー名及び型式など

ケ 受水槽などの有効容量

コ その他必要事項

(3) 記入

図面は、次の要領により記入する。

① 黒色で記入するもの。

ア 建物や敷地などの配置

イ 道路の種類、歩車道の区別及び舗装の種別

ウ 敷地の境界、側溝その他の地形

エ 各寸法

② 赤色で記入するもの。

ア 新たに設ける給水装置の管種、口径及び延長

イ 申請箇所

③ 青色で記入するもの。

ア 既設給水装置の管種及び口径

イ 配水管の管種及び口径

④ 緑色で記入するもの。

ア 撤去する給水管

イ 直結式給水に再使用する既設の受水槽以下設備

(4) 表示記号

表示記号は引き出し線により、次の記入例を標準とするが、それにより難しい場合はより説明を加える。

＜水道用ポリエチレン管の記入例＞

管 種	口 径	延 長
PE	φ 2 0	5.0

口径 2 0 mm の水道用ポリエチレン管、1 種軟質二層管が延長 5 m 使用されることを表す。

＜水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管の記入例＞

管 種	口 径	延 長
SGP-VD	φ 5 0	4.5

口径 5 0 mm の水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 D 種が延長 4.5 m 使用されることを表している。水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管には、D 種の他に B 種があり、SGP-VB と表す。また、使用事例は少ないが、水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 B 種 (SGP-PB と表す) や同じく D 種 (SGP-PD と表す) もある。

＜水道用ダクタイル鋳鉄管の記入例＞

管 種	口 径	延 長
DCIP	φ 1 0 0	8.0

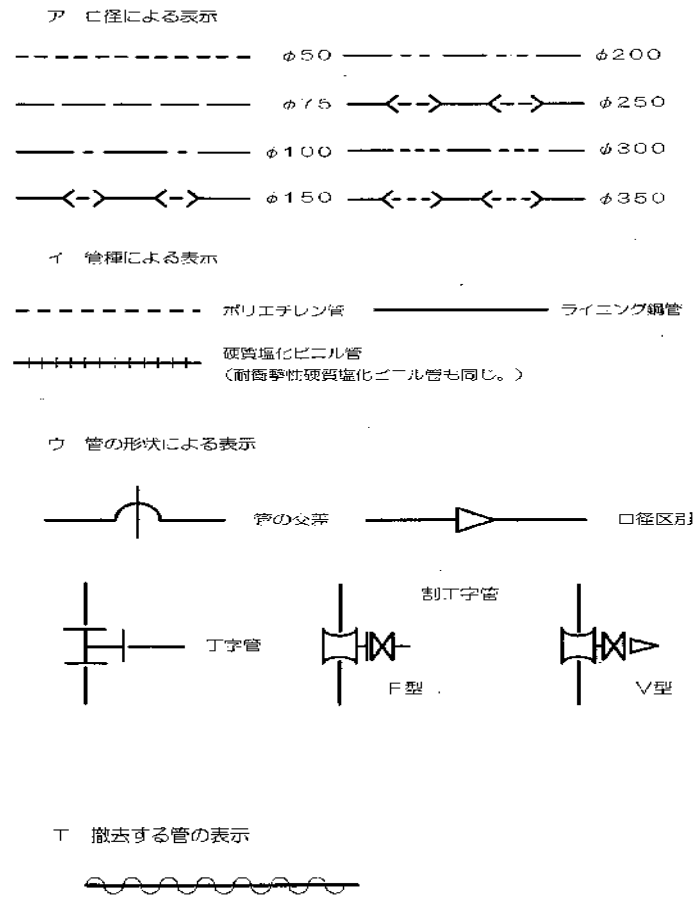
口径 1 0 0 mm の水道用ダクタイル鋳鉄管が延長 8 m 使用されることを表し、通常、3 種類 (D3) が使用される。また、種類には K 形、T 形、NS 形、GX 形などがあり、口径や強度などを考慮して使用されている。なお、給水管を撤去する場合は、撤去する管を後で表示する直線と波状線で描き、布設する場合と同じく引き出し線により、撤去する管種、口径と延長を記入する。なお、主な管種記号 (表 5-2)、管路表示、栓類の表示等は次のとおりである。

① 主な管種記号

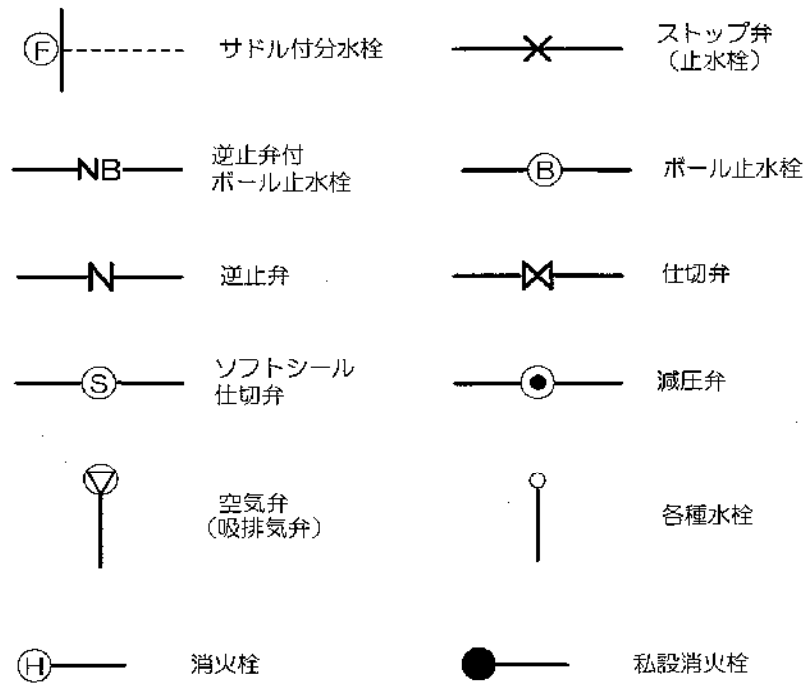
(表5-2) 管種記号

管種	記号 管規格 継手規格	管種	記号 管規格 継手規格
水道用ポリエチレン管 (1種(軟質)二層管)	PE JIS K 6762 JWWA B 116	水道用 架橋ポリエチレン管 (1種(軟質)二層管)	XPEP JIS K 6787 JIS K 6788
水道用ポリブテン管	PBP JIS K 6792 JIS K 6793	水道用硬質塩化 ビニルライニング鋼管	SGP-VB SGP-VD JWWA K 116 JWWA K 150
水道用ポリエチレン 粉体ライニング鋼管	SGP-PB SGP-PD JWWA K132 JWWA K 150	水道用 硬質塩化ビニル管	VP JIS K 6742 JIS K 6743
水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	HIVP JWWA K 118 JWWA K 119	水道用 ダクタイル鋳鉄管 (内面モルタルライニング)	DCIP JWWA G 113 JWWA G 113 の付属書による
水道用 ステンレス鋼管	SSP JWWA G 115 JWWA G 116	水道用銅管	CP JWWA H 101 JWWA H 102
水道用耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	SGP-HVA JWWA K 140 JWWA K 141	水道用耐熱性 硬質塩化ビニル管	HTVP JIS K 6776 JIS K 6777

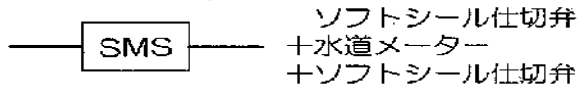
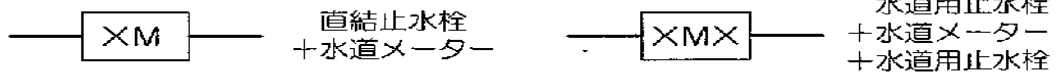
② 管路表示



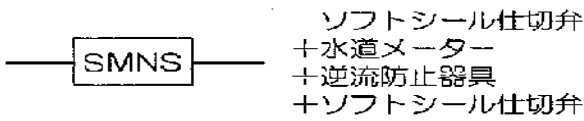
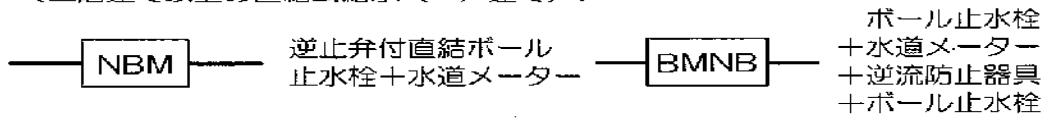
③ 栓類の表示



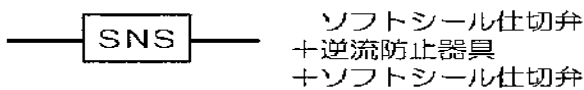
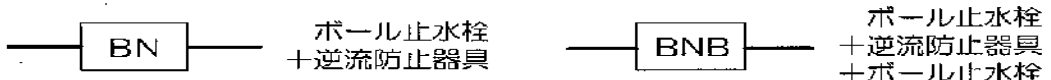
④ 栓類の組合せ



<三階建て以上の直結式給水（一戸建て）>



<三階建て以上の直結式給水（一戸建て以外）>



⑤ ポンプ類

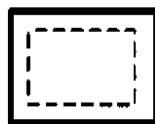


増圧ポンプ



加圧ポンプ
揚水ポンプ

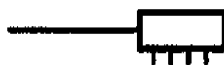
⑥ その他



受水槽



高置水槽



ヘッダー

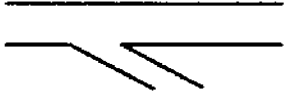

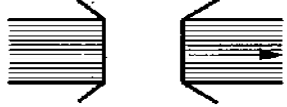
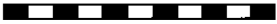
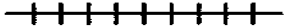




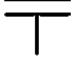


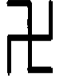


切断部又は
プラグ止め



さや管

⑦ 一般表示

	道 路		河 川
	橋		軌 道
	軌 道		学 校
	病 院		警 察 署
	消 防 署		郵 便 局
	神 社		教 会
	寺		

5-3 設計審査

基本事項

設計審査は給水装置工事申込書（添付書類含む）の記載内容が、水道法施行令・条例及び施工基準等に適合していることを確認するとともに、配管施設等への影響度合も合わせて検証し、給水装置工事の適正施行を確保するため行うものである。

なお、申込書等に不備があるものや設計内容に支障があると認められる場合は、指示に従い申込書を修正し再提出しなければならない。

5-3-1 審査項目

給水装置の構造・材質基準の適合の有無を始めとして、設計に当たって必要事項の調査がなされているかを確認する。

主な項目を下記に示す。

(1) 申込書記載事項の確認

- ・ 申込者
- ・ 指定給水装置工事事業者
- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 配水ブロック番号
- ・ 建築確認番号
- ・ その他必要事項

(2) 分岐箇所

分岐箇所の適否（1建物1分岐）、既設管の位置、管種、口径

(3) 使用水量

所要水量、使用形態等

(4) 配 管

管種の適否、配管位置の適否、構造の適否、管防護の適否（防食、離脱防止、地盤沈下に対する措置等）

(5) 取付け器具の適否

(6) 給水管口径の適否

(7) 止水栓及びメーターの設置位置、メーター設置基準の適否（1給水装置1メーター）

(8) 水理計算（3階建て以上、水槽式給水、その他必要に応じて）

- (9) 増圧給水設備の設置位置の適否 (3階建て以上)
- (10) 逆流防止設備の設置位置の確認 (3階建て以上)
- (11) 受水槽設置届の内容確認 (水槽式給水)
- (12) 共同及び集合住宅制度適用 (変更) 申請書の内容確認
- (13) その他必要と思われる事項

5-4 給水装置工事申込書の閲覧

基本事項

給水装置工事申込書（給水台帳）は、設備所有者等の個人情報に記載されており、慎重に取扱わなければならない。

5-4-1 給水台帳の閲覧を許可する対象者

- (1) 該当給水装置の所有者若しくは市内代理人又は使用者（以下「所有者等」という。）
 - (2) 給水装置工事（以下「工事」という。）を所有者等から依頼された上下水道局指定給水装置工事事業者の従業員
 - (3) その他当該工事事務所所長が必要と認めた者
- なお、対象者の確認については、身分証明書その他をもって判断するものとする。

5-4-2 給水台帳の閲覧又は内容の修正を必要とする事由

- (1) 当該給水装置の所有者が自己の給水台帳を閲覧する場合、又は市内代理人が該当給水装置の所有者から依頼され、給水台帳を閲覧する場合。
- (2) 工事を所有者等から依頼された上下水道局指定給水装置工事事業者の従業員が、給水台帳を閲覧又は修正を行なう場合。
- (3) その他給水台帳の閲覧又は修正を許可する相当な事由があると、当該工事事務所所長が認める場合。

5-4-3 給水台帳閲覧簿への記帳の徹底

給水台帳を閲覧又は修正を許可するにあたっては、各工事事務所に設置している給水台帳閲覧簿に給水台帳の閲覧を許可する対象者及び給水台帳の閲覧又は修正を許可する事由等の記帳を必ず義務付けるものとする。

なお、各工事事務所の職員は、給水台帳の閲覧又は修正について、立会及び確認するものとする。

5-5 給水装置工事の検査

基本事項

- 1 指定給水装置工事事業者は、工事が完了したときは、速やかに給水装置工事検査申込書（第1号様式）を管理者へ提出し、給水装置工事主任技術者の立会いのうえ、竣工検査を受けなければならない。
- 2 工事の施行（北九州市水道条例第6条）
 - (2) 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

5-5-1 主な検査項目

- ① 工事申込書と工事内容の照合（水道メーター、止水栓、分岐箇所的位置外）
- ② 給水装置使用材料の確認
- ③ 給水管の埋設深度及び埋設状況
- ④ 凍結，電食，衝撃等に対する保護措置
- ⑤ 水圧試験
- ⑥ 施工状況
- ⑦ 残留塩素の測定
- ⑧ その他管理者が必要と認める事項（関係法規，要綱，基準等に準拠して施工されたことを確認）

5-5-2 検査に必要な書類

- 1 検査に必要な関係書類（表5-3）

表5-3 検査に必要な関係書類

No	関係書類	様式	部数	備考
1	給水装置工事検査申込書			
2	給水装置使用材料計画書			
3	給水装置工事申込書			埋設位置・メーター等をオフセット測量で記入
4	工事の記録写真			写真の枚数は6～8枚程度
5	給水装置工事補修指示書			管理者より指示
6	給水装置工事再検査申込書			補修完了後速やかに提出
7	給水装置工事検査中止通知書			
8	給水装置工事検査結果通知書			

2 留意事項

(1) 給水装置工事検査申込書

工事の申込者は、工事が完了後、必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて速やかに提出すること。

(2) 給水装置使用材料計画書

給水装置使用材料計画書にもとづき施工すること。

(3) 給水装置工事申込書

① 提出済みの申込書に新設管及び既設管の埋設位置、分岐部、仕切弁、止水栓、メーター等を、オフセット測量で正確に測定し記入することとする。

なお、測点の選定は、半永久的構造物など不動点からとし、2点以上からとること。

(4) 工事の記録写真

給水装置工事の施工過程が確認できる写真を提出すること。

なお、写真で確認できないときは、必要に応じて試験掘にて確認する。

① 撮影の項目

ア. 申込書の記載内容と工事内容の確認

イ. 給水材料の確認

ウ. 埋設深さ（新設管，既設管）

エ. 掘削・埋戻し状況

オ. 給水管の分岐部（防食コアの挿入位置状況含む）

カ. 給水管の布設状況（ポリスリーブ設置状況・隠ぺい部分の状況等含む）

キ. 給水管の標示

ク. その他

③ 写真の大きさはL判を基本として6～8枚をA4判用紙に貼り付けて提出する。

なお、デジタルカメラの場合は、カラーコピー（A4判）による提出も可能とする。

③ 工事記録写真の撮影方法については5-5-4工事記録写真を参照。

(5) 給水装置工事補修指示書

検査の結果、給水装置に不備があり補修が必要であると認めたときに、管理者より指示するもの。

(6) 給水装置工事再検査申込書

給水装置の補修が完了後、速やかに提出すること。

なお、給水装置工事再検査申込書を受理した日から7日以内に再検査を実施すること。

(7) 給水装置工事検査中止通知書

① 北九州市水道条例及び工事に関する規程に違反したとき。

② 検査の執行を妨げたとき、又は指示に従わなかったとき。

③ その他検査に支障があると認めたとき。

以上において、検査の中止をするもの。

5-5-3 検査の手順

給水装置工事の申込み～給水開始までの手順を参考に図5-1に掲載している。

5-5-4 工事記録写真

給水装置工事の写真は、工事の着手前後、施工状況、及び周辺の工作物等が判別できる写真を撮影する。

なお、開発行為等により工事完了後管理者に譲渡する場合は、管理者と事前に協議して撮影方法を確認すること。

- 1 撮影にあたっては工事記録写真用黒板（450mm×600mm）を使用し
 - ① 給水装置工事受付番号
 - ② 施工年月日
 - ③ 工事事業者名
 - ④ 工事内容等必要項目を記入すること。

- 2 工事記録写真の撮影及び整理は図5-1～図5-4によるが、下記事項に留意すること。
 - ① 配水管からの分岐部、枝止め、分岐部の撤去（分水止め含む）等においては、配水管と給水装置の状況が確認できる範囲を撮影すること。
 - ② 水道メーター、仕切弁、及び止水栓等の構造物の位置が、申込書記載のオフセットと照合確認できる範囲を撮影すること。

給水装置工事記録写真 (NO.1)

受付番号 年度 第 号

_____ 区 町 丁目 番 号

穿孔日 年 月 日

既設配水管 管種・口径 _____ ϕ _____ mm

ポリスリーブの有無 有 無

管表面の状態 良好 やや悪い かなり悪い 非常に悪い

配水管土被り _____ m

配水管（分岐部）部の地下水の有無 有 無

〃 土質 砂 粘土 土たん（青っぽい） 普通土

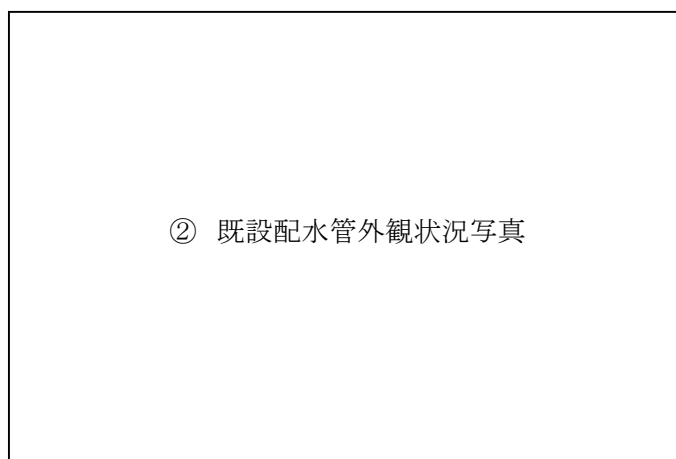
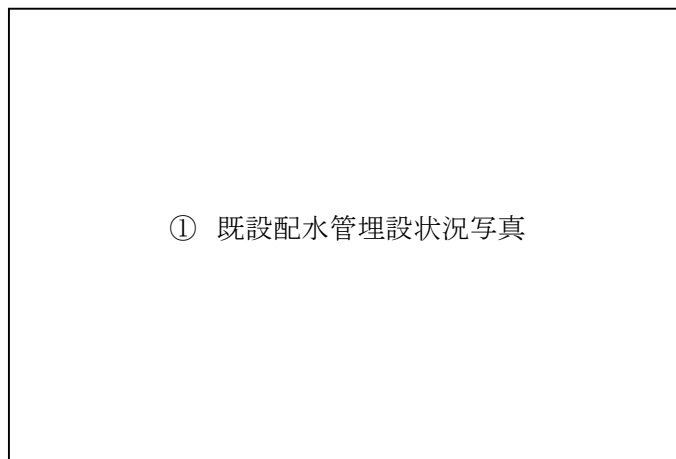


図5-1

給水装置工事記録写真 (NO.2～)

受付番号 年度 第 号

_____ 区 町 丁目 番 号

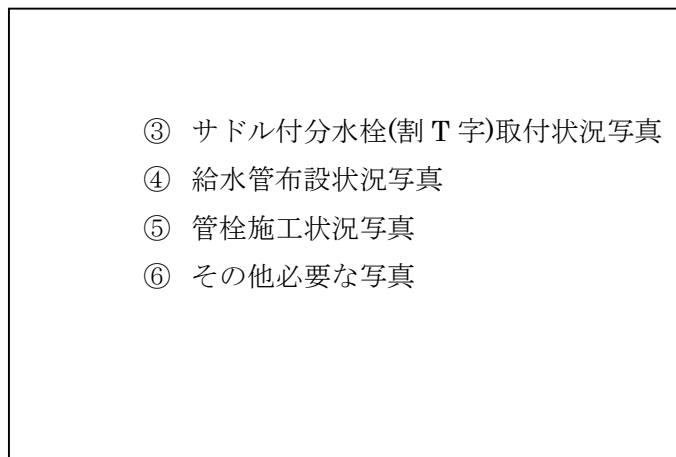


図 5 - 2

給水装置工事 道路内施工状況等工事記録写真撮影例（必須提出用）

① 既設配水管埋設状況写真



② 既設配水管外観状況写真



③ サドル付分水栓（割T字）取付状況写真

○ サドル付分水栓取付状況写真



○ 割T字管取付状況写真



④ 給水管布設状況写真



図5-3

① 道路内配管状況写真



② 埋戻し状況写真



③ 路盤復旧状況写真



④ 仮設舗装復旧状況写真



⑤ 耐圧テスト状況写真

(給水耐圧テスト)



(割 T 字耐圧テスト)



図 5-4 工事記録写真撮

5-6 特殊器具の取扱い

基本事項

1. この基準は、給水を受ける者が特殊器具を給水管に直結し、主として飲用の用に供する場合に適用する。ただし、容易に取り外しのできるものは、この基準の適用を受けない。(取扱基準第2号)
2. 給水管に直結できる特殊器具は、次の各号に掲げるもので、要綱2-1の別表1に掲げる認証品でなければならない。(取扱基準第3号)
 - (1) 湯沸かし器
 - ア 瞬間式
 - イ 貯蔵式(湯沸かしタンクにボールタップで給水し、水道圧を絶縁した水を加熱給湯するもの)
 - ウ 貯湯式(湯沸かしタンクに水道圧のかかった水を入れて加熱し直接給湯するもの)
 - (2) ウォータークーラー
 - (3) 混合水栓及び電子自動水栓
 - (4) 清涼飲料水自動販売機
 - (5) 製氷器
 - (6) 浄水器(水道水の残留塩素や濁りを取り除くことを目的とした器具)
 - (7) 活水器(セラミックス、自然石又は磁石の働きにより水道水を活性化させることを目的とした器具)
 - (8) 加湿器
 - (9) 太陽熱利用温水器

5-6-1 工事の申込み

1 特殊器具の設置

特殊器具を設置しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者(以下「管理者」という)に申込み、承認を受けなければならない。

申込みは、給水装置工事申込書によるものとする。

2 設置申請書の提出

所有者等は、特殊器具の維持管理等に必要な事項を記載した、特殊器具設置申請書(5-2-1申込みの手続を参照。)を提出しなければならない。

5-6-2 工事の施行

特殊器具の設置工事は、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者が行わなければならない。

1 配 管

特殊器具の配管は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 特殊器具の下流側で、他の給水管と連絡させないこと。
- (2) 特殊器具の設置箇所は、水道メーターの機能及び維持管理に支障を来たすことのないように設置し、また、磁気活水器については水道メーターの機能に支障を来すことのないよう、水道メーターとの間隔を50cm以上確保すること。
- (3) 設置形態に関わらず、水道メーター付近への設置は回避すること。

2 逆流防止器具等の取付

給水管に直結することによって、水道水質の汚染を防止するため、次の各号に掲げる措置を施さなければならない。

- (1) 特殊器具の取付箇所の上流側に止水栓を取り付けること。
- (2) 逆流防止装置を内蔵していない場合は、特殊器具の取付箇所の上流側に逆流防止器具を設け、有効な逆流防止措置を施すこと。
- (3) 止水栓と逆流防止器具は、特殊器具に近接した位置に取り付けること。
- (4) 特殊器具、止水栓及び逆流防止器具の上流側に給水栓を設置すること。ただし、散水栓又はその他の水栓を有するときは、これに代えることができる。

3 湯水混合

湯沸かし器等から出た湯水と給水管を直結してはならない。ただし、やむを得ず直結するときは湯水混合水栓を使用し、調整弁から下流で分岐しなければならない。

又、調整弁から上流で分岐して湯水混合する場合は、湯水混合水栓の上流に調整弁を取付けなければならない。

5-6-3 検査及び水質の管理者

1 検 査

特殊器具の検査は、他の給水材料と同じ取扱いとし、設置場所において施工状況等を目視により検査するものである。

水質検査は、原則として特殊器具の上流側の給水栓で行うものとする。

2 水質の管理責任等

管理者の水質管理責任は、特殊器具の上流側までとし、特殊器具の維持管理責任及び下流側の水質責任は、特殊器具の設置者又は所有者（以下「所有者等」という。）とする。

5-6-4 その他事項

1 危険な器具

基準に適用されていない器具を設置する場合は、原則として貯水槽以下に設け給水管に直結してはならない。

2 表示

特殊器具については、製作者名、商標、認証登録番号および製造年月日を表示するものとする。

3 その他

その他必要に応じて、管理者と協議しなければならない。

5-7 スプリンクラーの設置

基本事項

スプリンクラー設備とは、スプリンクラーヘッドを設置するための給水管及び継手類並びにスプリンクラーヘッド等をいう。

住宅用スプリンクラー設置にあたって設計・施行前に指定事業者等は、製造メーカー及び消防局と十分な打合わせを行なう。

5-7-1 設置

スプリンクラー設備は、次の各号に定めるところにより設置するものとする。

- (1) 直結式給水施行要綱2-1に定める認証品で、かつ消防法令の適合品であること。
- (2) 停滞水及び停滞空気の生じない構造であること。
- (3) 結露現象を生じ、天井等、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防露措置を講じること。
- (4) 必要に応じて、スプリンクラー設備の下流側に放水確認のための弁栓類を設けること。
- (5) その他、消防法令上、必要な事項は、消防局と協議を十分に行なうこと。

5-7-2 水理計算

水理計算は、次の各号の定めるところにより行なうものとする。

- (1) スプリンクラーヘッドの設置箇所、放水量、放水圧力及び同時放水個数等については、消防局と協議のうえ決定すること。
- (2) 利用者に周知することをもって、スプリンクラーヘッドの作動時は、他の給水用具を閉栓した状態での使用が可能であること。
- (3) 水道メーターの口径は、スプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水量に対する口径及びそれ以外の水栓に必要な水量に対する口径を比較し、いずれか大きい方で決定すること。

5-7-3 増圧ポンプ

スプリンクラーヘッドを設置する場合、直結式給水施行要綱6-10に規定する増圧ポンプ（以下「増圧ポンプ」という。）は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 3階建て以上の建物において、スプリンクラーヘッドを設置する場合、3階以上の直結式給水に関する基準第4条第5号の規定は適用しないものとする。また、既に同規定を適用している建物で、スプリンクラーヘッドを設置する場合も同様とする。
- (2) 2階建てまでの建物であっても、直結式給水施行要綱7-2に規定する設計水圧をもって、スプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水圧が得られない場合は、増圧ポンプを設置しなければならない。

5-7-4 承諾書

スプリンクラー設備を設置する場合、給水装置工事の申込者は、申込みにあたって、スプリンクラー設備設置条件承諾書（様式）を提出しなければならない。

直結給水施行要綱 6-10

（増圧ポンプ）

増圧ポンプの仕様等については次のとおりとする。

- （1）日本水道協会（JWWA）の認証品を標準とする。
- （2）配水管等の圧力が 0.069 メガパスカル {0.7kg/cm²} に低下した時点で停止し、その復帰圧力は、0.098 メガパスカル {1.0kg/cm²} であること。

なお、ポンプの設定値は次式を満足すること。

$$0 < 7 - H \leq P$$

H：配水管等から増圧ポンプ設置位置までの鉛直高（m）

P：増圧ポンプ 1 次側でのポンプ停止設定値（m）

- （3）3 階以上の直結式給水に関する基準第 4 条第 3 号の規定による吐出圧力は、0.75 メガパスカル {7.6 kg/cm²} とする。
- （4）増圧ポンプ口径は、増圧ポンプ直近上流側の口径と同口径又はそれ以下とする。

3 階以上の直結式給水に関する基準第 4 条第 5 項

（給水方式の選定条件等）

増圧給水及び複合給水において設計された給水装置により、配水管の現有水圧をもって直圧給水が可能と認められる期間は、増圧ポンプの設置を見合わせて直圧給水することができる。

直結給水施行要綱 7-2

（設計水圧）

設計水圧は 0.196 メガパスカル {2.0kg/cm²} とし、配水管等の最小動水圧が 0.196 メガパスカル {2.0kg/cm²} を下回る場合は、0.147 メガパスカル {1.5kg/cm²} とする。

5-8 私設消火栓の設置

基本事項

1. 消防用に使用するもので、管理者が封かんしたもの。かつ、申請者からの申込みで設置するものをいう。

5-8-1 私設消火栓の設置

私設消火栓とは、メーターを設置しない装置で管理者が封かんしたものである。

なお、私設消火栓には、地上式と地下式がある。ただし、メーター下流側の消火栓は、消防用以外に雑用水等としての一般的装置と同じに使用し得るものであることから専用給水装置として取扱う。

私設消火栓の設置及び封かん（施行規程第4条）

1. 私設消火栓は、管理者が封かんする。
2. 私設消火栓を消防用に使用したときは、鎮火後ただちに届け出て、再び封かんをうけなければならない。
3. 私設消火栓を演習のため使用するときは、その前日までに管理者に届け出て承認を得なければならない。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、水道メーターを設置した私設消火栓について封かんしないことができる。

5-8-2 給水申込み

私設消火栓の設置に当たっては、他の給水装置工事と同様に給水装置申込書を提出しなければならない。

なお、申込み者は管理者が行う消火栓封かんに立会うこと。

5-9 共同住宅制度

基本事項

1 共同住宅（北九州市水道条例施行規程第20条の2）

管理者は、受水槽設備を有し6世帯以上が共同で条例第4条第1号に規定する専用給水装置を専ら家事の用に使用している住宅で受水槽以下の装置が次に定める条件に適合している場合は、世帯ごとに使用水量の計量及び料金の徴収を行うことができる。

- (1) 受水槽以下の設備が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条及び北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成9年北九州市上下水道局管理規程第8号）に定める基準に適合していること。
- (2) 水道メーターが、戸別に設置され、かつ、その水道メーターが管理者の定める基準に適合していること。
- (3) その他管理者が必要と認める条件を満たしていること。

2 前項の規定により世帯ごとの計量及び徴収を希望する者は、総代理人を選定し、管理者に申請しなければならない。

3 第1項の規定により計量し及び徴収する場合の料金は、世帯ごとの水道メーターの口径より算定するものとする。

5-9-1 共同住宅各戸検針及び各戸徴収（共同は水槽式給水に適用する）

(1) 許可条件（実施要綱第3条）

- ① 受水槽以下の設備が、「北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」、及び「直結式給水施行要綱」等に準じたものであること。
- ② 各戸及び共用部分にメーターが設置され、そのメーターが基準どおり整備されていること。
- ④ オートロック式の建物については「オートロック解錠方法（変更）届」を提出し、上下水道局が行う検針、取替等に協力すること。

(2) メーターの整備基準（実施要綱第4条）

- ① メーターは、設備所有者又は居住者において、各戸検針、各戸徴収実施前に北九州市上下水道局指定のメーターと取替えること。
- ② 上下水道局指定のメーターを新規に設置し、又は既設のものと取替える際の費用（メーター購入費、取替費、工事費等）は、すべて設備所有者又は居住者の負担とし、以後、メーターに関する維持管理は上下水道局が行う。ただし、電子式メーターを設置した場合は、集中検針盤その他設備の維持管理は設備所有者又は居住者の負担とする。

(3) 申請手続き（実施要綱第8条）：5-2 申込み手続きを参照

- ① 当該住宅の設備所有者は事前協議書を提出し、協議完了後に工事等を実施し適正に申請する。

- ② 申請書の提出は、所轄の工事事務所とする。

5-9-2 関係書類及び留意事項

- 1 申込みに必要な関係書類（表5-3）

表5-3 申込みに必要な関係書類

No	関係書類	様式	部数	備考
①7	共同住宅制度適用（変更）事前協議書			提出先：工事事務所 貼付資料：配管図
①8	共同住宅制度適用事前協議結果通知書			上下水道局より所有者へ通知
①9	共同住宅制度適用（変更）申請書			提出先：工事事務所 貼付資料：共同住宅使用者名簿、配管図
②0	共同住宅制度適用決定通知書			上下水道局より所有者へ通知
②1	共同住宅各戸検針契約書		2	提出先：工事事務所 申請書の添付資料
②2	共同住宅メータ購入届兼刻印願		2	// //
②3	共同住宅入居者一覧表			// //
②4	共同住宅総代人選定（変更）届			// //
25	住宅所在地位置図（共同住宅）			// //
26	配管図（共同住宅）			// //
②7	共同住宅における子メータの無償譲渡届			// //
②8	オートロック解錠方法（変更）届（オートロック式の建物のみ）			// //

※ ○数字は定められた様式があるものを示す。

<参考> 条例第19条

第19条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、水道の利用者又は給水装置の所有者の中から総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共同で使用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の総代人を不適当と認めたときは、総代人を変更させることができる。

2 留意事項

主な留意事項を下記に示す。

- ①7 共同住宅制度適用（変更）事前協議書
5-2-2 事前協議を参照して作成すること。

- ①9 共同住宅制度適用（変更）申請書
事前協議の結果通知書を受けて、共同住宅制度の適用を申請するもの。提出先は工事事務所

務所を経由して営業課（料金センター）とする。

〔添付資料〕

- ① 共同住宅使用者名簿
- ② 住宅所在地位置図
- ③ 配管図を添付

②② 共同住宅メーター購入届兼刻印願

共同住宅制度の適用決定通知を受けた後、指定メーターの購入を依頼するもの。

②⑦ 共同住宅における子メーターの無償譲渡届

共同住宅の各戸検針等の契約書に基づいき、水道事業者が管理するため、子メーターを無償譲渡するもの。

②⑧ オートロック解錠方法（変更）届

オートロック式の建物は検針業務に支障をきたすことになるので、必ず届出すること。

5-9-3 共同住宅水道メーター等整備

水道の各戸検針、徴収の申請をしようとする者が各戸に設置してある水道メーター（以下「メーター」という。）及び新たに共同住宅を建設し各戸検針、徴収を申請しようとする者のメーター等の整備の基準を「共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり定めている。

（1）受水槽以下装置の改善措置

実施要綱第3条第1項に定めるものにするため、メーター位置の変更又は止水栓の位置その他の改善を要するものは、メーターの取替と同時に行うものとする。

（2）受水槽以下のメーター設置基準

① 設置基準

実施要綱第3条第2項、第3項、第4条第1項及び第2項に定めるメーターの設置については、「受水槽以下のメーター設置基準」及び「電子式メーター設置基準」に適合するものにしなければならない。ただし、既設建物の構造上改善が困難なものについては、メーターの検針及びメーターの取替等が容易にできるものに改善するものとする。

② メーターユニオン

メーターの取替の際、メーターユニオンネジ部分（上水型、金門型）が異なるときは、正規のものと取替えるものとする。

（3）上下水道局指定メーター等

① 実施要綱第3条第2項、第3項、第4条第1項及び第2項に定める上下水道局指定メーターとは、下記の水道メーター指定業者が納入する上下水道局水道メーター購入

仕様書に適合したメーターとする。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ア 愛知時計電機(株)福岡支店 | オ (株)ニッコク九州支店 |
| イ 柏原計器工業(株) | カ 前澤給装工業(株)九州営業所 |
| ウ アズビル金門(株) | キ (株)西部水道機器製作所 |
| エ 東洋計器(株)福岡支店 | |

- ② 設備所有者は、事前協議完了後にメーターの購入願（別紙様式）を管轄の工事事務所に提出する。
- ③ 設備所有者は、水道メーター指定業者の中から業者を選定し、必要数量を発注する。
- ④ メーター受注業者（以下「受注業者」という。）の手続き
 - ア 受注業者は、設備所有者が指定した日までにメーターを設備所有者に納入する。
 - イ 受注業者は、メーター納入時に「水道メーター発送書兼納品内訳書」を設備者所有者に渡す。
- ⑤ 請負人（北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者）の手続き
 - ア 設備所有者から当該工事を請負った工事請負人は、各戸にメーターを取付けたときは、営業課に「給水開始届」及び「水道メーター発送書兼納品内訳書」とともに、各戸のメーター番号及び指針を届け出るものとする。

5-9-4 受水槽以下のメーターの設置

(1) メーターの設置

- ① メーターは、各戸の引込み給水管の咽喉部に水平に設置すること。
- ② メーターが他の配管と平行するときは、給水管の外側と他の配管の外側との間隔を15センチメートル以上とすること。
- ③ メーターの真上に配管してはならない。

(2) メーター前後の配管

メーター前後の配管は、図8-19に掲げるとおりとする。

(3) 認証品の使用

ライニング鋼管、鋼管用直結止水栓、伸縮メーターユニオン及びその他必要な給水材料は、次項「6 給水装置の材料」に掲げる認証品を使用すること。

(4) パイプシャフトの寸法

パイプシャフトの標準寸法は、図7-10、7-11、8-18によるものとする。

(5) メーター設置図の提出

工事着工前に、メーター前後の配管及びパイプシャフトの詳細図を所管の工事事務所に提出し、審査を受けること。

5-9-5 電子式メーターの設置（設置基準）

（1）電子式メーターの構造

① 基メーター

基メーターは、北九州市上下水道局水道メーター購入仕様書に適合したものとする。

② 信号形態

信号形態は8ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様V e r 2 . 6 A 準拠）とする。

③ 伝送線

基メーターと集中検針盤との伝送線は2芯配線とする。

④ 基メーターと伝送線の接続方法

基メーターと伝送線の接続は、端子箱を取替容易な場所に設置し、Y型圧着端子を用いて端子箱内にてビス止めとする。

⑤ 集中検針盤

集中検針盤は8ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様V e r 2 . 6 A 準拠）を受けて、基メーターの積算値をタッチパネルにより切替え液晶表示する集中型とする。

⑥ 電源

集中検針盤の電源は、AC100Vを用いるものとする。

⑦ その他

上記以外の電子式メーターの構造等については、北九州市上下水道局水道部配水管理課に照会すること。

（2）集中検針盤の取付場所

集中検針盤は原則として1棟1ヶ所とし、その取付位置は検針が容易な場所であること。

（3）基メーターの設置場所及びメーター装置の器具

基メーターの設置場所及びメーター装置の器具は、受水槽以下の設置基準第2項及び第3項によるものとする。

（4）基メーターのボックス寸法

基メーターのメータボックスの標準寸法は、図8-7～8-18によるものとする。

（5）届出および承認

電子式メーターを設置する場合は、事前協議時にメーターの器種、口径、集中検針盤の取付位置、配管、配線等の詳細図を作製し管轄の工事事務所に届出て承認を得るものとする。

5-10 集合住宅制度

基本事項

集合住宅（北九州市水道条例施行規程第20条の3）

前条に該当する場合を除き、2世帯以上で条例4条第1号に規定する専用給水装置を専ら家事の用に使用している住宅の使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

5-10-1 集合住宅の定義

集合住宅とは、水道条例第4条第1項に定める専用給水装置を2世帯以上で、もっぱら家事用に使用する住宅をいう。

5-10-2 料金の算定

集合住宅の料金は、上下水道局が設置した水道メーターで計量した水量を届出のあった世帯数で均等に配分し、給水管の口径をもってその世帯の口径として料金を算定する。

5-10-3 給水管の口径

1 給水管口径の認定は、次のとおりとする。

- (1) 世帯ごとに参考メーターを設置している場合は、その参考メーターの口径
- (2) 世帯ごとに参考メーターを設置していない場合は、住宅の外壁を通過する部分の給水管の口径

2 給水管口径の認定の特例

給水管の口径が不同である集合住宅の給水管の口径は、大きい方の給水管口径をもって、その集合住宅の給水管口径とする。

3 給水管口径の確認

新規に集合住宅として開始する場合は、事務所において、口径の確認を行うものとする。

5-10-4 混住住宅の取扱

ひとつの建物内で住宅と店舗等が混住している場合には、住宅が2戸以上あり、かつ各世帯ごとに給水栓を取りつけているものは、集合住宅として取扱うことができる。

5-10-5 集合住宅の届出：5-2 申込み手続き参照

集合住宅の要件に適合している世帯であって、条例第19条の届出があったものについては、集合住宅として料金を算定する。

5-10-6 申請に必要な関係書類

1 申込みに必要な関係書類（表5-4）

表5-4 申込みに必要な関係書類

No	関係書類	様式	部数	備考
②9	集合住宅制度適用（変更）申請書			提出先：工事事務所 貼付資料：配管図
③0	集合住宅制度適用（変更）決定通知書			上下水道局より所有者へ通知
③1	集合住宅に関する契約書			
③2	集合住宅の総代人選定（変更）届			提出先：工事事務所 申請書の添付資料
33	住宅所在地位置図（集合住宅）			〃 〃
34	配管図（集合住宅）			〃 〃
③5	集合住宅の使用戸数変更届			〃 〃
③6	集合住宅の使用戸数変更決定通知書			〃 〃
③7	集合住宅制度適用における子メータの返却届			〃 〃

※ ○数字は定められた様式があるものを示す。

2 留意事項

主な留意事項を下記に示す。

②9 集合住宅制度適用（変更）申請書

集合住宅制度の適用を申請するもので提出先は工事事務所を経由して営業課（料金センター）とする。なお、集合住宅制度については5-10を参照すること。

③7 集合住宅制度適用における子メーターの返却届

共同住宅制度から集合住宅制度へ変更する場合、設置しているメーターを水道事業管理者へ返却するもの。

5-11 開発行為

基本事項

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為により、水道施設及び給水装置を設置しようとする場合は、水道事業管理者を始めとして関係機関と事前協議、管理協議等を行い工事に着手するものとする。

なお、この項では、指定給水装置工事事業者の関わりがある、給水工事及び移管前提工事について説明する。

5-11-1 工事方法

開発行為により設置する水道施設及び給水装置の設置は、下記の工事方法により施工するものとする。

(1) 給水工事

開発者が施工する工事内容が、水道条例第5条に規定する「給水装置工事」と同様のものとする。（配水管として上下水道局に帰属される開発水道を含まない工事）

(2) 移管前提工事

開発者が施工する工事内容が、配水管として上下水道局に帰属される工事であって、その口径が50mm以上100mm以下となる工事。

(3) 負担金工事

給水工事及び移管前提工事以外の工事であり、開発者の依頼及び費用負担により上下水道局が配水管布設工事として開発水道の設計施工を行うもの。

5-11-2 工事の申込み及び着手

給水工事及び移管前提工事は、条例第5条の規定に基づく工事（給水装置工事）の申込みにより、工事に着手するものとする。

5-11-3 工事完了の検査

給水工事及び移管前提工事は、条例第6条に基づく施行により工事検査を受け完了となる。なお、移管前提工事においては、検査後、給水装置無償譲渡申請書が提出されて完了と見なす。

5-11-4 事務手順

給水工事、移管前提工事に係る事務手順（事前・管理協議を除く）を表5-5、表5-6に示す。

表 5-5 『開発工事』に係る事務手順

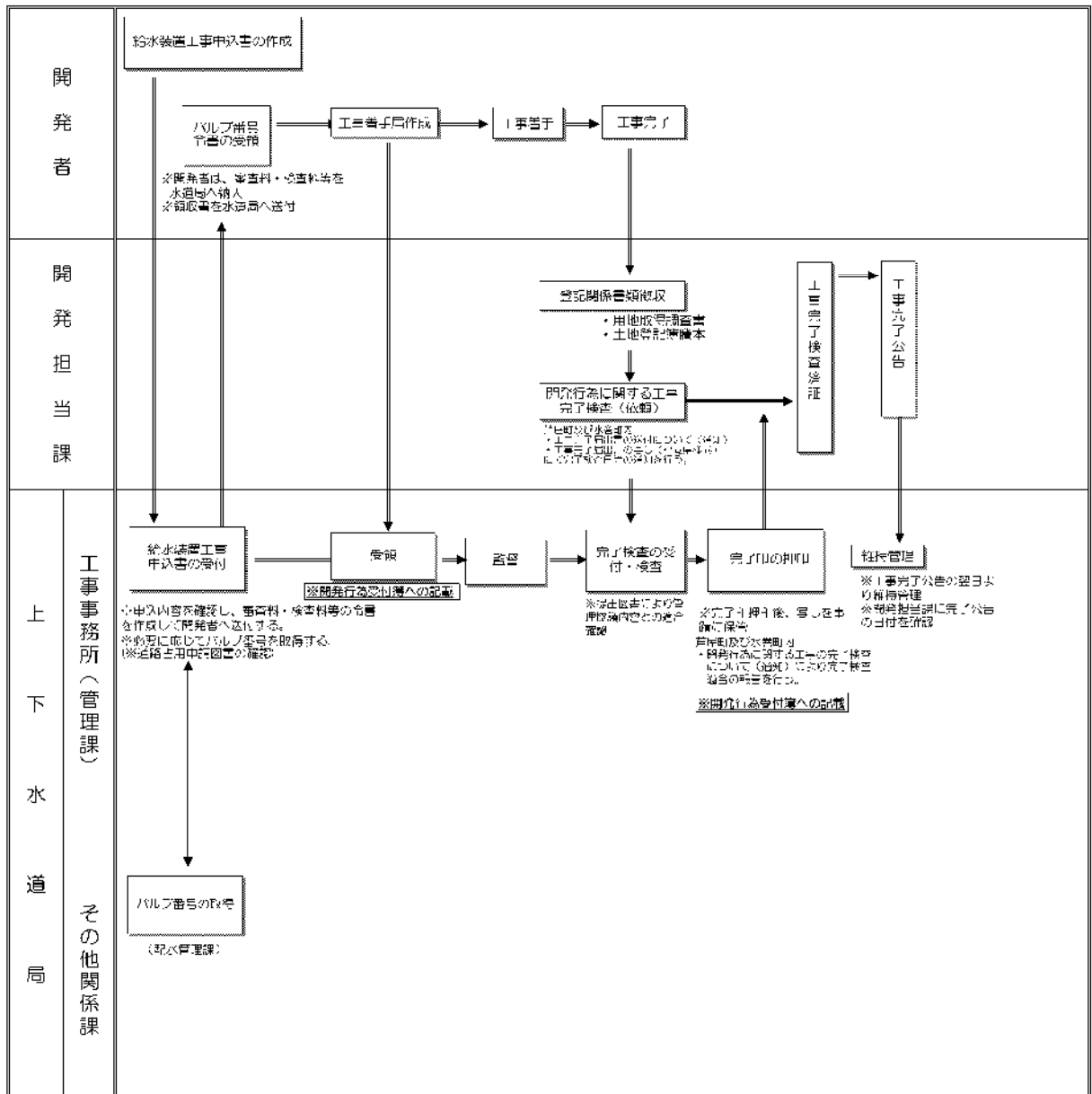


表 5-6 『移管前提工事』に係る事務手順

